

ゼロ災を達成するために 取り組んでいただきたい7つの事項

笠岡労働基準監督署

労働災害防止への意識付け

労働災害が増加している現状を認知いただき、事業者及び労働者一人ひとりの労働災害防止の意識の高揚を図る取組を行ってください。



日々の安全活動の実施

職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化を図ってください。



安全衛生教育の充実

労働災害防止に効果的な安全衛生教育を実施してください。特に、経験年数の浅い労働者の労働災害が多発していることから、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施を強化してください。

経験期間が1年未満の被災者が21%を占めています。（令和2年労働災害速報値より）



安全に関する技術・技能の組織的な伝承

安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承を行ってください。

転倒災害、墜落・転落災害の防止

労働災害の事故の型で一番多いのは「転倒」となっていることから、転倒災害防止対策を推進してください。また、「墜落・転落」災害も多発していることから、高所作業・脚立での作業・階段の昇降・トラック荷台の昇降に留意してください。



高齢労働者への配慮

高齢労働者（60歳以上の労働者）の労働災害が増加していることから、高齢労働者の労働災害防止対策を推進してください。

年齢が60歳以上の被災者が35%を占めています。（令和2年労働災害速報値より）



コロナ禍における労働災害防止対策

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大に留意してください。また、これまでの労働災害防止対策を低下させることなく、新型コロナウイルスを間接的な原因とする労働災害を発生させない取組を推進してください。